

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：食品表示法の一部を改正する法律案

規制の名称：食品の自主回収情報の届出

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：消費者庁食品表示企画課

評価実施時期：平成30年10月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

食品関連事業者等が、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合には、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出ることを義務付ける措置を講ずる。

現状においては、食品関連事業者等は、各地方公共団体における条例等の規定に基づき食品の自主回収の報告を行っているため、当該条例の有無、報告義務の対象が地方公共団体ごとに異なる場合があり、全国網羅的な食品の自主回収情報を把握する仕組みがなく、消費者への適切な情報提供や、行政機関によるデータ分析・改善指導を適切に行うためには不十分となっている。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

我が国においては、東京都を始めとした多くの地方公共団体では、特定の事業者が健康への悪影響の未然防止等を目的に食品等を自主回収（リコール）する場合に、その内容を、地方公共団体に報告することを条例で義務付けている。

しかしながら、自主回収報告義務を課される者が地方公共団体ごとに異なっていることや、行

政機関が全国の食品の自主回収情報を確実に把握できていないことに鑑みると、自主回収報告制度を確立しない状況では、回収情報を公表すること等を通じて、対象食品の喫食を防止し健康危害を未然に防ぐことや、食品の安全性に関する食品表示基準の遵守の徹底を図ることができないおそれがあることから、当該規制の手段を選択したものである。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

これまで、特定の事業者が食品の自主回収を行う場合においては、地方公共団体への届出を行うための費用が発生していたところであるが、届出手続は電子化するため、手続の費用は軽減される。

また、現在、多くの地方公共団体では条例等の規定に基づく自主回収報告制度が整備されているため、事業者に新たに発生する追加的な費用は一定程度抑制されるものと考えられる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制の新設のため該当せず）

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。

詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

国及び地方公共団体が、国内の食品の自主回収情報を一元的かつ確実に把握することが可能となるとともに、国において情報が一元化され、国から一元的に情報が提供されることによって、消費者が食品の自主回収情報を把握することも容易となり、健康危害の防止に資する。

また、国から食品の自主回収に関する情報を一元的に提供する仕組みが構築されることで、事業者による自主回収に関する広告等の費用の負担が軽減される場合もあると考えられる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

効果（便益）について、具体的な額として金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制の新設のため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的効果は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制を導入することにより、食品の自主回収情報の届出を義務付けることとなるため、一定の遵守費用は見込まれるが、その影響は限定的と考えられるほか、国及び地方公共団体において全国統一的に食品の自主回収情報を把握し、健康危害の防止に資するという便益は、その費用を大きく上回るものと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

食品の自主回収情報を確実に把握するために必要な規制内容であり、代替案は想定されない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

食品衛生規制等の見直しに関する意見（平成 29 年 12 月 20 日 消費者委員会 抜粋）
食品リコール情報の把握について

消費者庁においては、食品表示法違反による食品リコールのうち、アレルギー、消費期限等安全性に関わる理由によるものについて、事業者に対して報告を義務付け、国民へ情報提供を行う体制を構築するなど、厚生労働省における食品衛生法の改正に向けた検討内容を参考にして食品表示法の改正に向けた検討を行うこと。

その際、消費者庁および厚生労働省においては、事業者からの報告や国民への情報提供にあたって混乱を招かないよう、制度の内容に食い違いが生じないようにすること。

食品衛生法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 30 年 4 月 12 日 参議院厚生労働委員会 抜粋）

5、食品の自主回収情報の届出・報告については、事務手続の効率化や迅速な情報提供につながるよう、全国共通のシステムの構築を図ること。また、アレルギー、消費期限等安全性に関わる食品表示法違反による回収情報の届出の義務化についても早急に検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制については、施行から 5 年後に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難である。